

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：川島町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.6%
全職員	71.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	102.2%
本庁課長補佐相当職	100.9%
本庁係長相当職	105.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	115.6%
31～35年	90.0%
26～30年	86.1%
21～25年	93.8%
16～20年	91.6%
11～15年	87.1%
6～10年	90.8%
1～5年	85.6%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、該当者なし。
- ・勤続年数1～5年には、埼玉県教育委員会等からの派遣職員を含む。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
* 再任用職員及び会計年度任用職員について、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算し算出している。